# FC五十公野規約

# 〈 会 則 〉

### 第1条(名称)

本チームは、その名称を「FC五十公野」と称する。

### 第2条(目的)

本会は、新発田市立東小学校課外活動の目的に従い、入部した児童を、サッカーを通じ、 競技マナー、協調性、自立心などを養い、地域社会に根ざした青少年の健全な育成を図 る事を目的とし、東小学校サッカー部顧問先生および監督と賛同者および保護者の連携 によりこれを側面から支援する。あわせて顧問先生および監督と賛同者および保護者の 融和と親睦を図ることを目的とする。

### 第3条 (組織)

会員は原則として、FC五十公野に入部した児童の保護者と、本会の目的に賛同するもので組織する。

### 第4条(役員)

本会は、次の役員を置く。

- ① 顧 問 必要に応じて若干名。(東小学校サッカー部教頭先生)
- ② 代表(1名) 本会に賛同するものより選出し本会を統理および本会を代表する。
- ③ 副代表(若干名) 本会に賛同するものより選出し副代表は代表を補佐する。代表不在時は代 理する。
- ④ 幹事(若干名) 本会に賛同するものより選出し、本会を側面より支援する。
- ⑤ 監督(1名) 本会に賛同するものより選出し、選手の指導及び監督を行う。
- ⑥ コーチ(若干名) 本会に賛同するものより選出し、チームの指導方針に基づいて選手の指導 を行う。

## ⑦ 保護者コーチ (若干名)

保護者より選出し、コーチを補佐する。チームの指導方針に基づいて選手 の指導を行う。

### ⑧ 保護者会

別に定める (組織図参照)

### 第5条(任期)

前条の役員は総会において選出し、任期は1年とし、重任を妨げない。

# 第6条(役員の招集ならびに総会の招集)

代表および会長は必要に応じ役員の招集または、総会を招集することが出来る。

## 第7条 (総会)

本会は、定例総会を年2回とし、4月と3月に実施する。

## 第8条(会計)

本会の経費は、会費およびその他の収入をもって運営する。

### 第9条 (会計年度)

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第10条(会費)

保護者会会則に定める

# 第11条 (会計報告)

会計報告は年度末総会において行うものとする。

### 第12条(事務局)

本会の事務局を代表宅に置く。

# 第13条 (会則の変更)

本会の会則の変更は、総会の出席会員数の過半数以上により決定する。

# 第14条(会則開始年月日)

この会則は平成17年4月1日より施行する。 平成18年4月1日、会則一部変更・施行。 平成19年4月1日、会則一部変更・施行。 平成20年4月1日、会則一部変更・施行。 平成21年4月1日、会則一部変更・施行。 平成22年4月1日、会則一部変更・施行。 平成23年4月1日、会則一部変更・施行。 平成23年4月1日、会則一部変更・施行。 平成24年4月1日、会則一部変更・施行。 平成25年4月28日、会則一部変更・施行。 平成29年4月29日、会則一部変更・施行。 平成30年4月29日、会則一部変更・施行。

令和 3年5月 1日、会則一部変更·施行